



労働ながの

2021

6月

NO.551

～働き方改革が進んでいる企業の証～

職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度が

新しくなります (令和3年10月1日)

県では、平成27年からこれまで、仕事と家庭の両立ができる職場環境の改善や雇用の安定を進め、多様な働き方制度を導入・実践する「一歩進んだ」企業を「職場いきいきアドバンスカンパニー」として認証してきました。

この度、制度を大幅に改定し、誰もが生き生きと働くことができる職場環境づくりに先進的に取り組み、実践する企業を認証する制度として生まれ変わります。

企業イメージの向上、採用力の強化へ、ぜひ認証制度をご活用ください。

主な改定

○3つのコースごとに認証します

ワークライフバランスコース	様々なライフスタイルやニーズに合わせた働き方ができる企業を認証
ダイバーシティコース	多様な人材を活かし、イノベーションを生み出している企業を認証
ネクストジェネレーションコース	若者や氷河期世代の育成に積極的に取り組む企業を認証

○上位認証「アドバンスプラス」を創設します

上記3コース全て認証された企業をアドバンスプラスとして認証

<申請受付開始日>

令和3年4月1日から随時受付

(先行して書類審査を行い、令和3年10月1日以降に認証します。)

※現制度の認証期限が令和3年10月1日以降の企業は、令和3年10月以降、「ワークライフバランスコース」に移行します(手続不要)。

<認証企業の優遇措置>

- (1) 県の公式ホームページ等により広く公表
- (2) 認証マークの使用
- (3) 長野県中小企業融資制度(中小企業振興資金)における貸付利率の優遇
- (4) NAGANO インターンシップ補助金における補助上限額の上乗せ
- (5) 県が主催するインターンシップフェア等へのイベント優先参加枠への応募
- (6) 県の入札参加資格審査における加点
- (7) ハローワーク求人票の求人条件特記事項への表示

認証のお手続きや制度等のアドバイスなど「職場環境改善アドバイザー」をご利用ください(無料)
イーキュア株式会社(令和3年度職場環境改善促進事業受託者) TEL:0120-640-234

職場のメンタルヘルス対策セミナーを開催します

～令和3年度 心の健康づくりフォーラム～

県では、従業員の心の健康づくりに取り組む事業所を支援し、働く皆さまのメンタルヘルスに関する知識を深めていただくことを目的として、県内4会場でフォーラムを開催します。

新型コロナウイルス感染症対策が職場においても求められる中、それに伴う働き方の急激な変化や様々な制限が労働者に与えるストレスへの気付きと対処について、第一線で活躍する、(独行)労働者健康安全機構 長野産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策促進員がわかりやすくお伝えします。

企業の管理職や人事労務担当者、事業主、従業員の方々など、どなたでも聴講できますので多くの皆さまのご参加をお待ちしています。

テーマ 「コロナ禍における職場のメンタルヘルスケア」

保健福祉事務所の保健師による自殺防止のための
「ゲートキーパー講座」も併せて実施します。

参加は無料です

開催日時	会場	講師	申込先
7月5日(月) 13:30～16:00	長野県上田合同庁舎 (上田市材木町 1-2-6)	高橋 知也氏 (メンタルヘルス対策促進員)	長野県東信労政事務所 電話 0268-25-7144
8月4日(水) 13:30～16:00	長野県長野合同庁舎 (長野市南長野南県町 686-1)	五十嵐美智恵氏 (メンタルヘルス対策促進員)	長野県北信労政事務所 電話 026-234-9532
8月19日(木) 13:30～16:00	長野県松本合同庁舎 (松本市大字島立 1020)	小野 育子氏 (メンタルヘルス対策促進員)	長野県中信労政事務所 電話 0263-40-1936
8月30日(月) 13:30～16:00	伊那市防災コミュニティセンター (伊那市西町 5824-1)	野澤 君枝氏 (メンタルヘルス対策促進員)	長野県南信労政事務所 電話 0265-76-6833

令和3年春季賃上げ要求・妥結状況

労働雇用課では、毎年春闘の時期に併せ、県内の民間労働組合を対象に「春季賃上げ要求・妥結状況調査」を実施しております。令和3年4月23日現在でまとめた調査結果(第1報)の概要は、次のとおりです。

調査対象420組合のうち77組合から県に賃上げ要求の報告があり、77組合全てが妥結しました。

平均要求額は7,130円で、前年同期と比べ金額で1,748円減少し、平均要求率は2.83%で、前年同期を0.71ポイント下回っています。

また、平均妥結額は4,137円で、前年同期と比べ金額で83円増加し、平均賃上率は1.64%で、前年同期を0.03ポイント上回っています。

このほか、企業規模別の状況等の結果については以下の表1をご覧ください。

調査結果は、県のホームページでも公開しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/rodo/r3syunki.html>

(表1)

春季賃上げ要求・妥結状況(第1報R3.4.23現在)

区分	要 求					妥 結			
	平均年齢	平均賃金	組合数	平均要求額	平均要求率	組合数	平均妥結額	平均賃上率	
調査産業計 (R3.4.23現在)	歳	円	組合	円	%	組合	円	%	
	40.5	252,114	77	7,130	2.83	77	4,137	1.64	
企業規模別 状況	300人未満	40.7	231,143	44	7,046	3.05	44	3,814	1.65
	300～999人	39.9	272,247	24	6,593	2.42	24	4,063	1.49
	1000人以上	41.3	300,952	9	8,971	2.98	9	5,910	1.96
前年第1報(R2.4.23)	40.4	250,779	80	8,878	3.54	76	4,054	1.61	

(注) 1 要求・妥結状況は、単純平均によるものです。2 平均賃上率は、妥結組合の平均賃金に対するものです。

三大都市圏からの人材獲得に 長野県のマッチングサイト&UIJターン就業・創業移住支援金を ご活用ください！

長野県のマッチングサイト「信州で働こう！」

長野県では、民間求人サイトと連携し、三大都市圏（東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）、愛知県または大阪府）からの移住を検討している方々の採用に特化したマッチングサイトを運営しています。求人掲載は無料で、求人情報は随時募集しています。人材確保ツールの一つとしてぜひご活用ください。

掲載開始のお手続きはこちら▶

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/sangyo/rodo/koyo/matchingsite.html>



マッチングサイトはこちら▶

<https://uij-matching.pref.nagano.lg.jp/>



※マッチングサイトへ求人情報を掲載するための主な要件

[企業等の要件]

- 官公庁等ではないこと
- 資本金の額が10億円以上の営利を目的とする私企業ではないこと
- みなし大企業でないこと
- 本店所在地が長野県内にある法人（医療法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合を含む）であること
- 雇用保険の適用事業主であること
- 風俗営業者でないこと
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと
- 県税の未納がないこと

[求人情報の要件]

- 雇用形態は、週20時間以上の無期雇用であること
- 勤務地は、東京圏以外の地域であること
- 長期雇用を前提とする求人であること

UIJターン就業・創業移住支援金について

長野県は県内市町村と共同で、三大都市圏から長野県内に移住し、かつ、県のマッチングサイトに掲載されている求人に応募し就職された方に、移住支援金（最大100万円）を支給する制度を実施しています。

※移住支援金の支給申請は、移住者本人が市町村窓口を通して行います。

※支援金を受け取るには、その他の要件を満たしている必要があります。



詳しくはこちら

求人情報掲載の申請、制度に関するお問い合わせ先

長野県産業労働部労働雇用課

電話：026 - 235 - 7201

メール：koyotai@pref.nagano.lg.jp

労働保険のお知らせ

令和3年度 労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は

6月1日(火)～7月12日(月)です。

申告・納付は最寄りの労働局、労働基準監督署または金融機関でお願いします。

年度更新の申告書は、郵送や電子申請(e-Gov)でも受け付けています。

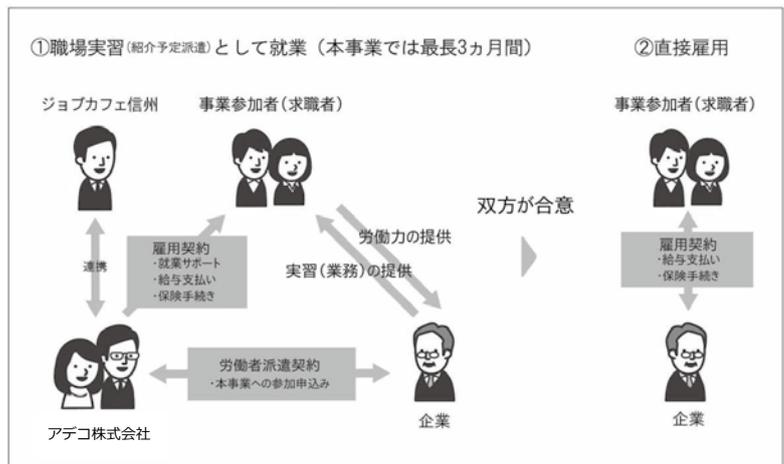
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



正社員チャレンジ事業の職場実習先を募集中！

長野県では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い離職を余儀なくされた若者等を対象に、正規雇用化を目指し、県内企業とのマッチングや職場実習等を組み合わせた就業支援プログラムを提供しています。

現在、職場実習の受入先となる企業を募集しています。ご興味ございましたら、業務受託先（アデコ株式会社）までお問い合わせください。



《お問い合わせ・お申し込み先》

アデコ株式会社 ☎ 050 - 2000 - 7239

業務委託元：長野県産業労働部労働雇用課 ☎ 026 - 235 - 7201

労働委員会を活用しよう！ ～不当労働行為救済編～

労働組合に加入している皆さん、次のようなご経験はありませんか？

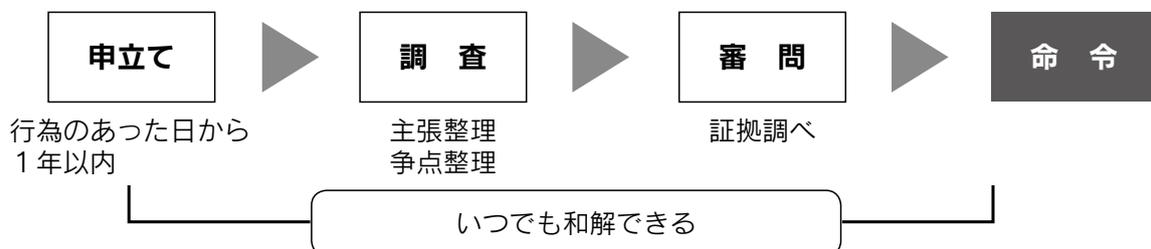
- 組合員であることや、組合活動をしたことを理由に、人事異動や賃金などの待遇で不利益な扱いを受けた。
- 会社に団体交渉を申し入れたのに、正当な理由なく拒否されたり、誠実な交渉が行われなかった。
- 労働組合からの脱退を強要されるなど、労働組合の活動に干渉された。

使用者によるこのような行為は**不当労働行為**と呼ばれ、労働組合法により禁止されており、**労働委員会に救済を申し立てることができます。**

私たち労働委員会は、労働組合や労働者個人の方からの申し立てを受けて審査を行い、その事実が認められる場合には、使用者に対して「不利益な取扱いをやめること」、「団体交渉に誠実に応じること」などと命じる権限を持つ、公正中立な公的機関です。

手続に費用はかかりません。お気軽にご相談ください。

不当労働行為の審査のながれ



《お問い合わせ先》

長野県労働委員会事務局（長野県庁8F）

電話：026 - 235 - 7468 メール：roi@pref.nagano.lg.jp

ホームページ：https://www.pref.nagano.lg.jp/roi/kensei/soshiki/soshiki/kencho/roi/index.html



労働ながの 編集・発行：長野県産業労働部労働雇用課 HPにも掲載中

労働ながの

検索

電話 026-235-7119 Eメール：rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

「労働ながの」に対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております！